

施策「1-2-2 健やかな育ちの推進」関係
ヒアリング事前質問事項と回答内容

資料1-1

No	対象事業名	質問事項	回答内容
1	-	児童相談所で行っている事業とその実施体制、各事業の必要性について、説明してください。	<p>実施事業：0歳児から17歳までを対象として、大きく分けて次の4つの事業を実施。</p> <p>相談業務：児童に関する様々な問題について家庭や学校などからの相談への対応</p> <p>判定業務：児童やご家庭についての必要な調査や、医学的、心理学的、教育学的、社会学的、あるいは精神保健上の判定</p> <p>指導業務：児童あるいは保護者について必要な調査、判定に基づく指導</p> <p>一時保護：児童の一時保護</p> <p>実施体制：組織図、職員体制表により回答。職員数は、非常勤職員を含め104名</p> <p>必要性：児童相談所は、児童福祉法の第12条に基づき、都道府県及び政令指定都市に設置義務。現在、中核市設置分を含め、全国で207カ所。</p>
追加質問 1		<p>児童相談所や、様々な施設なども含めて、全体を通じて昨今の状況を鑑みたときに、今の状況をどのように把握していますか。</p> <p>そして、その対応をどのように図られ、あるいは、これから必要とされているのですか。</p>	<p>【児童相談体制について】</p> <p>札幌市の児童相談所について、数年前から1カ所でいいのかどうかという議論がある。</p> <p>そこで、児童相談所をどうすべきかについて、社会福祉審議会に諮問し、H22年度末に児童相談所の体制強化のほか、市の相談体制の強化についてまとめた「札幌市児童相談体制強化プラン」を策定。今後は、強化プランを着実に進め、いろいろな各種の相談に対応していきたい。</p> <p>札幌市児童相談体制強化プランの内容</p> <p>児童相談所の体制強化：現在、定員36名の一時保護所機能の強化</p> <p>区家庭児童相談室の設置：児童相談所のみによる相談の受付・対応は限界。</p> <p>各区役所に家庭児童相談室を設置し、児童相談所が役割分担と連携強化を図っていく</p> <p>要保護児童対策地域協議会の活性化</p> <p>区の中で、関係機関、関係団体等との連携を密にして強化するため、区の要保護児童対策地域協議会を活性化</p> <p>スタディメイト制度の導入（平成24年度から）</p> <p>養護施設入所の子どもたちに対する学習等の指導をする有償のボランティア制度を導入</p> <p>その他の取組</p> <p>平成23年度では、札幌市独自の事業ではないが、北海道と協力して就業に向けての支援を始めたところ。</p> <p>【職員体制について】</p> <p>児童相談所の職員1人当たりの相談件数は約190件（H22）。生活保護法の件数から比べると倍以上の件数。職員の増強ということについても市役所内部で検討。</p> <p>このほか、相談は、子どもからの話もきちんと聞く必要がある。また、虐待等の状況にある子どもたちが非常に多いので、児童福祉司だけではなく、心理的ケアを担当する職員の配置や、一時保護への対応強化を図っていく。</p>

No	対象事業名	質問事項	回答内容
追加質問 2		相談件数の推移から、減少しているように見えますが、推移状況について説明してください。	障がい相談 H21年度は3,389件と前後の年度と比較しても件数が多い。これは、3年に一度の障がい施設の施設処遇処理を行う年あたり、この分で500～600件増えている。これを除けば、この4～5年はほぼ同じような状況。 養護相談 19年度で1,589件。その内数の児童虐待相談は、478件、23年度は437件。養護相談そのものは1,841件と増加しており、養護相談に占める虐待相談のシェアは低くなっている。 ただし、20年度、21年度は600件を超えており、担当児童福祉司1人当たりの相談対応件数が190件と、全国の児童相談所の中でもかなり上位の持ち件数であった。 そのようなことから、H20年度以降、毎年、2～3名の職員を配置し、処理、相談、処遇を行ってきた結果、特に虐待に関しては、年度をまたいで長期にわたってケースワークをする事例が終結したケースも多数あり、数字が下がった。
追加質問 3		職員体制について、この人数で足りていますか。	担当部局としては、職員が多いにこしたことはないが、札幌市行政のトータルバランスの中で検討せざるを得ない。 児童福祉法施行令に職員の配置基準もあり、また、交付税の算定にも基準がある。現在の職員体制は、特に児童福祉司について規定があり、今年度で35名を配置。 年間約5,000何件の対応をしているので、多いほうが助かるという思いはある。
追加質問 4		非常勤職員の児童生活指導員8名は、どういう形で指導員になるのですか。	児童生活指導員8名は、一時保護所に配置し、夜間と昼間に勤務。 正規職員は9時から5時という日中の対応を実施。しかし、一時保護所はお子さんを預かっている都合上、24時間365日稼働しているので、正規職員で不足する部分を担当。 指導員は、大学で社会福祉の単位を修めて卒業された方、あるいは、保育士資格、教員資格といった有資格の方。
追加質問 5		札幌市は、臨時指導員はいないということですか。	正職員で足りない部分については、臨時職員ではなく、第2種非常勤を原則としている。
追加質問 6		非常勤職員の里親対応専門員や学習指導員という方も有資格者ですか。	学習指導員：教員OBで一時保護所に配置。 子どもを一時的に家庭から親子分離するため、その間、学校に行けなくなることから、学力低下を避けるため、午前中に学習指導員による個別の対応を実施。 里親対応専門員、虐待対応協力員、子ども安心ホットライン等々、いずれも児童福祉の単位を大学で修了しているなど、何らかの形で有資格の方。
追加質問 7		非常勤職員の給与は時給という扱いですか。また、社会保障等々を含め、どういう待遇となっているのか教えてください。 また、非常勤職員がある程度安定した生活ができる収入を得ていると考えてよろしいですか。	勤務時間：第1種非常勤の医師以外の6職種は、週に29時間勤務（子ども安心ホットライン相談員のみ週24時間）で正規職員の4分の3以下の勤務時間。 報酬：月額報酬。職種によってことなるが、月額約16～20万円。（週24時間勤務の子ども安心ホットライン相談員で16～17万円程度の月額報酬） 各種保険：雇用保険や社会保険も加入。ただし、子ども安心ホットライン相談員は、週24時間という都合上、保険がかかっていない。 休暇：休みは、正規職員にほぼ準じた形で有給休暇等もある。 収入額について：それぞれ事情があり、この金額で本当にひとりで生活できるかといったら、昨今では微妙なところ。

No	対象事業名	質問事項	回答内容
追加質問 8		<p>「健やかな育ちの推進」という施策は、問題が発生したり、何らかの問題を抱えた子どもに対応する施策。</p> <p>健やかに育っている子どもではなく、何らかの問題を抱えた子どもたちがこの事業のお世話になる。つまり、この事業を拡充しなければならないことは、少子化により、対象となる子どもの母数が減少している中では、大きな矛盾。</p> <p>基本的にこの施策は、問題を抱えた子どもたちに対応する事業にならざるを得なくなっているのかと思うが、こういう認識でよろしいですか。</p>	<p>本来、この仕事は無いにこしたことはない。特に、虐待や養護児童発生しない世の中が理想であるが、現実にはそれなりの数字で存在している。</p> <p>札幌市は、生活保護費が1,000億円を超え、政令市の中でもかなり上位にある。生活保護の例だけをとっても、経済的にも生活が苦しい世帯が多く、そのことが子育てにも支障を来しているという悪循環がある。</p> <p>障がいを持つ子どもについて、子どもの障がいも昔から一定程度存在しているが、障がいそのものが世間に受け入れられ、親自身も、受け入れられるようになったということで児童相談所や専門機関にも積極的にかかわるようになった。発達障がいも最近では相談件数がすごく増えている。</p> <p>親自身の障がいもある。とりわけ精神障がいを抱えている親も増えている。札幌市は、人口に対する精神病院のベッド数は全国一である。言いかえれば、札幌市民の相当数がそういう障がいを持っているという実態がある。</p> <p>それぞれの家庭の事情はあるが、そういう背景が今の札幌にはある。</p> <p>そのような中で、健やかな育ちという事業は、本来的には、児童相談所に関わってくる前に対処できれば、ということにつながる。しかし、結果として、毎年5,000数百件という色々な相談を受けているのが実態。</p>
2	-	<p>複数の相談窓口がありますが、各窓口の対象や対応内容、相談体制（職種、人数、常勤・非常勤別）等を体系的に示してください。</p> <p>また、相談を受けてからの事務の一連の流れ、各窓口間の役割分担、連携状況を教えてください。</p>	<p>相談窓口別の対象・対応内容：一覧表により説明</p> <p>相談対応の流れ：相談の流れと関係機関を資料により説明</p>
3	-	<p>近時の地方分権改革（義務付け・枠付けの緩和）への対応状況を教えてください。</p>	<p>児童相談所業務は、児童福祉法の中で規定されており、都道府県、政令指定都市は同一業務を行っているため、国や都道府県から業務が移管されるということは基本的にはない。よって、分権等の流れの影響を受けることはない。</p>
追加質問 9		<p>近時の児童福祉法改正で、児童養護施設に関する参酌基準その他を条例で決めて委任しなければいけないとなったことを受け、札幌市は、児童福祉法の義務づけ、枠付けの緩和に基づいて条例をどのような形で制定しているのですか。</p>	<p>児童福祉養護施設、福祉施設の運営基準。</p> <p>人員と運営の基準については、国の規則が改正になり、地方公共団体が条例で定めることができたこととなった。その中には、従うべき基準と参酌するべき基準という形で規定されており、養護施設の基準は、基本的にほとんど従うべき基準の中に入っていることから、札幌市としては、そのとおり条例化したのが実態。</p>
追加質問 10		<p>その際、従うべき基準ではなくて、札幌市独自のスタンダードなどの工夫は検討したのですか。</p> <p>あるいは、今後、そういった予定はあるのですか。</p>	<p>参酌するべき基準について、国の基準とするべきかどうかは検討した。</p> <p>ただし、現状からかけ離れる基準にはすべきではないとのことから、緩めていない。</p> <p>児童養護施設の居室定員は、新基準がかなり厳しくなっていることから、その緩和を検討したが、今後、発生する古い施設の建替え等も視野に、その際に新基準を適用すべきということになった。</p>
4	児童相談体制強化プラン推進事業費（36632）	<p>子どもホットラインの事業費の内容、認知度の向上に向けた具体策について教えてください。</p> <p>また、児童家庭支援センターでも24時間の相談を実施していますが、子どもホットラインを設置した理由、需要を教えてください。</p>	<p>事業費の内容：H24年度は1,030万円の予算を計上。非常勤職員5名の報酬が主。</p> <p>この非常勤職員は、有資格の専門相談員という位置づけ。</p> <p>認知度の向上に向けた具体策</p> <p>チラシを学校や区役所、まちづくりセンター等に配布して周知。また、地下鉄駅ホームの電照広告も掲出。</p> <p>子ども安心ホットラインの設置理由</p> <p>児童相談所の正職員が不在の平日の夜間、土・日にも相談する市民が多数あり、そうしたニーズにこたえるため設置。</p> <p>これは、児童相談体制強化プランに基づく、児童相談所の機能強化でもある。H23年9月に発足し、H23年度末までの約半年間に、電話相談員が対応した相談件数は921件。その中で虐待通告が106件あり、うち5件を虐待と認定。</p>

No	対象事業名	質問事項	回答内容
追加 質問 11		区役所等ではどういう状況でチラシが配布されているのですか。 また、市民の方たちが立ち寄りということでは、スーパーマーケットなど、もっと効率的な配布場所があると思いますが、そのような場所での配布について、どのように考えていますか。	区役所での配布状況 基本的には、区役所内のパンフレット置き場に置かれている。 効率的な配布場所 コンビニ等での配布も依頼しているが、店舗によって配架場所が異なっていたり、1枚掲示されているだけということもあるほか、従業員だけに周知するという形で配られている例もある。 民生・児童委員については、ほぼ全員に配布し、市民に周知していく方法もとっている。 コンビニについては、市から配架を打診し、その調整の結果の対応。
5	児童相談所運営管理費 (20358)	心理療法師等件費の内訳について説明してください。	非常勤職員 全9名分で約4,000万円（H23年度決算） 【内訳】 ・心理系職員（心理療法師と児童心理司）6名分の約1,873万円。 （児童相談所には7名の心理系職員を配置。残り1名分は虐待関係事業費に計上）。 ・給食調理員（一時保護所の食事をつくっている非常勤職員）8名分で約1,770万円。 ・児童精神科医（非常勤職員9名）に対する報酬が約300万円。
追加 質問 12		心理療法師の年収を教えてください。	総支給額で270～280万円/年。 ただし、心理療法師の勤務日数は週4日であり、スクールソーシャルワーカーなどの仕事を週1日かけ持ちしており、それらを合わせると約300～400万円/年となっている。
追加 質問 13		児童心理司の13人は、常駐ですか。 また、13人に加えて非常勤職員がいるということですか。	13人は正規職員であり、月曜日から金曜日まで勤務。 13人に加えて、非常勤職員が7名ということ。
6	児童相談所運営管理費 (20358)	課題として、「地域・市民との連携をより強化していく必要がある」とのことですが、地域や市民に何を求めていますかと考えているのですか。	児童虐待への対応には、未然防止はもとより、早期発見・早期対応が非常に重要。 しかし、児童相談所自体が発見するのはなかなか難しく、地域の方からの通報が早期発見のためには非常に大事であると考えており、そうした協力を地域の方に求めていますというもの。 具体的には、オレンジリボン地域協力員制度として、知識を持つ方を増やしていく制度、あるいは、要保護児童対策地域協議会という各区に設置している地域の関係機関の連絡会議の機能をいかに有効に動かしていくかが大事になっている。
-	家庭児童相談員費 (20362)		
7	児童虐待防止対策事業費 (23695)	オレンジリボン地域協力員と児童心理司、児童虐待対応協力員の役割を教えてください。また、それぞれどのような人がなり、人数は何名ですか。	オレンジリボン地域協力員：市民の皆さんにお願いしている協力員制度。 児童心理司と児童虐待対応協力員：非常勤職員として市が任用、採用している職員。 人数（H23年度末） オレンジリボン地域協力員：9,827人、児童心理司：7人、児童虐待対応協力員：1名

No	対象事業名	質問事項	回答内容
追加質問 14		オレンジリボン地域協力員制度は、いつから始まったのですか。 また、他政令市でも同じようにオレンジリボンという名称を使って実施しているのですか。	制度開始時期：平成12年から。開始当時は、虐待防止地域協力員という名称。 他政令市の状況 オレンジリボンは、虐待防止のシンボルとして全国共通。他都市における、この名称を使った協力員制度の実施状況は不明。ただし、札幌市と同様の趣旨で、民生委員・児童委員全員に、児童虐待等防止のために地域における虐待情報の提供を依頼し、一斉研修を実施したという情報を目にしたことがある。
追加質問 15		オレンジリボン地域協力員には、どういう方がどういうことを経てなるのか教えてください。 また、任期や報酬の有無、完全にボランティアベースで行われていることなのか、報酬が一定程度発生するのか、そのあたりの仕組みについて教えてください。	協力員になっている人 主に民生・児童委員、さらに青少年育成委員、保育所・幼稚園職員、小・中学校職員、児童会館職員。そのほかに一般市民にもなっていたりしている。 人数は、H23年度末で、民生・児童委員は約5,000人。その一方で、一般市民は、200名弱。 就任するための要件 虐待や、こういったときに通報したらいいのかという基本的な知識を身につけていただくために研修を実施し、受講者に対して、後日、協力員証を送付している。 任期・報酬：なし
追加質問 16		役割にある、児童相談所から依頼を受けたケースの相談、支援、援助活動や虐待防止などの啓発活動をやろうとすると、お金も時間もかかるものであり、ボランティアでやれることは限られてくる。しかも、そこに責任が発生するが、責任を負い切れないことになりはしないのかと懸念している。 また、これに限らず、地域には様々な委員があり、同様に、無任期で、就任以来ずっと続けているものの、実質は何もしていないというケースもある。 そういう状況を見ると、本当にどれぐらいの効果があるのかということになる。 たくさんの方に、ボランティアで、草の根でいろいろな協力をされることは非常にいいことだと思うが、逆に費用が余りかからない事業なので大丈夫かと少し懸念をしたところ。 現段階では、問題は特に発生していないのでしょうか。	問題が発生しているという認識は今のところない。 このような協力員制度では、各協力員によって温度差はあると思うが、仕方ないこと。そこに責任を負わせてしまうと、負担になるということもある。よって、各協力員に温度差はあれど、協力員制度を広げていくことが大事だと考えている。 昨年度の虐待通告は710件があったが、その半数以上が地域の市民からの通告。 これらの通告の中に虐待が潜んでおり、異変を感じた家庭については、その様子を確認できなくても、通報してもらうことが早期発見につながるので、オレンジリボン地域協力員を初めとする地域の方が虐待に関心を持っていただくことを広げていきたい。

No	対象事業名	質問事項	回答内容
追加質問 17		役割にある「相談、支援、援助活動、啓発活動」とは、具体的に何をしていますのか。	当該制度は、H12年からスタートし、当初は、民生・児童委員に依頼してした。その際に、民生・児童委員としての本来の役割に頼った部分があるが、現在の運用実態としては、この役割が就任への障壁になっては困ることから、地域内での児童虐待について、疑いを含め、情報を寄せていただけることを最優先としている。 児童相談所は市民からなかなか見えにくく、余程のことがないと来ることの無い施設であり、そもそも何をやっているのかわからないという面もあり、敷居が高いとも思われがち。 そのため、まずは、児童福祉全般について知っていただき、そこから児童虐待防止についての理解と協力を広げることに主眼を置いている。 「相談、支援、援助活動、啓発活動」の役割をまともにお願ひしたら無報酬の中では非常に活動しづらいことであり、これは形式上で残っているようなもの。
追加質問 18		協力員に対する就任後の働きかけにはどのようなものがありますか。 最初の登録だけでは、なっているかどうかもわからなくなることある。働きかけをしていけば、自分は協力員だという意識を持つとともに、関心が湧くと思われる。 年に一度でも何らかの働きかけをすべきと思いますがいかがですか。	協力員証の発行 協力員就任時 「地域協力員便り」の発行 児童福祉の情勢変化や法改正等もあるので、「地域協力員便り」というものを発行し、年に1回は届けている。 民生委員を辞任しても、協力員を辞任しない限りは、機関紙便りによって最近の情勢を伝えている。
追加質問 19		オレンジリボン地域協力員は、民生委員が玄関に表示するような形で、示されているのですか。	オレンジリボン地域協力員制度は、対外的に自分が協力員であること示して活動するものではなく、一般の方には、誰が協力員であるかはわからないのが実態。 ただし、大多数は民生・児童委員や青少年育成委員であり、そのことから、協力員になっているということはわかる。また、その方々は、協力員制度についての市民への啓発もしてくださっている。
意見 1		今後のあり方という意味では、協力員をたくさんふやすことによって地域内の虐待の早期発見や、未然防止ということは一つの方法だと思うが、漠然とした不安感を全く感じないわけではない。 誰でもなれるという形で負担を少なくするのも一つの方法ではあるが、何らかの形で最低限の責任を負っていただき、誰が協力員であるかを地域の人に知ってもらい、役所や児相に通報するのは気が引けるという方も、まずは協力員に相談できるという形でも広がりをつくっていけると思う。	
8	児童虐待防止対策事業費 (23695)	オレンジリボン地域協力員により、早期発見等につながった件数など、どのような成果があったのかを教えてください。	虐待通告は匿名が前提であり、通告者が協力員であるかどうかの確認はしていない。 オレンジリボン地域協力員は、民生委員や児童委員、青少年育成委員を初めとする関係団体の多くの方が登録している制度。これらの関係団体の方からの通告が、H23年度には、通告全体710件のうち94件、このほかに市民から389件の通告があり、その中には協力員への登録者もいた。 協力員制度を通じて児童虐待に関心を持っていただくことが非常に大事と考えており、これが児童虐待の防止や早期発見の成果につながるものと考えている。
9	一時保護関係費(20359)	今後の課題に、「定員の拡充」と「環境整備」とあるが、現時点で考えられる定員数や整備項目、必要経費などについて教えてください。	現在、一時保護所の定員は36名。一時保護は、男女、年齢別に部屋を分けて保護していることから、保護児童が36名に満たなくても満室となる。例えば、男児の保護が多い状況で、女児用の部屋が空いていても、さらに男児を保護することはできない。このような状況もあり、政令市の児童数等を参考に50名まで拡充したいと考えている。 拡充に当たっては、生活・学習環境の拡充も考えており、現在、改修に向けて基本計画を策定しているところ。

No	対象事業名	質問事項	回答内容
10	児童自立支援施設運営費負担金（20364）	措置費で負担しきれない法定外費用とは、どのようなものですか。	児童福祉法で、都道府県と政令指定都市については、非行、家庭環境等から生活改善を必要とする子どもたちを入所させ、必要な指導を行っていく児童自立支援施設の設置が規定されている。 札幌市では、独自に施設を設けておらず、北海道が設けている施設に必要な定員枠を確保し、その定員枠に応じて支払う費用のこと。
11	児童家庭支援センター運営費補助金（23542）	48時間以内の安否確認体制として、児童家庭支援センターと児童相談所の役割分担を教えてください。 また、今後のセンター数の拡大についての展望を教えてください。	役割分担 平日の日中：児童相談所職員により対応 夜間・土日・休日：児童家庭支援センターに委託 子ども安心ホットラインは365日24時間体制で運用しており、そこに児童虐待の通告が入ることがある。状況に応じて、児童家庭支援センターに調査を依頼して運用している。 今後の展望 現在、札幌市内には、児童家庭支援センターを4カ所設置。その相談件数は、年間で約5,000件。 現在のところ、この件数に著しい増加傾向になく、箇所数の拡大は、今後の相談件数の推移に基づき検討する。
追加質問 20		H23年度実績が児童家庭支援センターの相談件数は約5,000件程度。 別添資料1-2のH23年度の相談件数は5,158件。 相談件数の児童相談所とセンターの関連を教えてください。	資料1-2の件数は、児童相談所本体で取り扱った件数。 児童家庭支援センターの約5,000件は、児童家庭支援センターが相談を受けた件数。 ただし、児童家庭支援センターが受けた相談のうち、虐待が激しいなど、専門的な一時保護、施設処遇が適当なものについては、児童相談所に連絡が来るため、重複はある。
追加質問 21		一般的な運用として、夜間はセンターという印象ですが、日中に相談するという一時的な対応は、本来はどちらがやるのですか。	本来、どちらもです。 センターには、児童養護施設との併設施設もある。また、それぞれの地域の近くの方が相談に行くこともある。それぞれ相談者の利用しやすいところに行っていた方がいいのが現状。 我々は、相談ができる間口が広ければ広いほどいいと考えている。相談希望者が相談しやすい場所に行け、結果、緊急なものや重篤なものがある場合には、それぞれの機能を十分に活かせるところにつながる連携体制をとりたいと考えている。 よって、児童家庭支援センター4カ所は、それぞれ24時間で相談を受け付けている。

No	対象事業名	質問事項	回答内容
12	児童養護施設運営費等補助金(36401)	対象施設の内訳(施設の種別、施設数等)と補助金支出の内訳・根拠(理由)について、説明してください。	<p>補助金種別・支出内訳</p> <p>民間の社会福祉施設の整備費資金借入れ利子に対する補助</p> <p>H23年度は、養護施設3カ所に対するもの。</p> <p>体育館整備(H3)、大規模改修(H11)の借入金に対する利子補助:19万6,400円</p> <p>移転建替(H14)の借入金に対する利子補助:7万2,450円</p> <p>体育館整備(H7)の借入金に対する利子補助:13万4,792円</p> <p>いずれも、独立行政法人福祉医療機構、もしくは、財団法人北海道新聞社会福祉振興基金からの借入れによるもののみ対応。</p> <p>産休代替職員の雇用に対する補助</p> <p>H23年度は、乳児院1カ所のみで、57万9,180円</p> <p>根拠・理由</p> <p>児童養護施設は、財政基盤が非常に脆弱なところが多く、この制度の活用により、入所児童の処遇向上、職員体制の低下の防止がある。</p> <p>特に、児童養護施設等は、虐待を受けた子どもたちの入所率が5割を超え、対応が非常に難しく、きめ細やかに対応しなければならない子どもたちが非常に多い状況にあり、国の措置基準を上回る職員配置をしている現実があり、そういった意味からも財政基盤は非常に脆弱と考えている。</p>
13	ファミリーホーム整備費補助金(36329)	支出対象となった2カ所の選定理由と具体的な補助内容を教えてください。	<p>選定理由</p> <p>事前相談があったものに関して、内容、職員体制などを確認したうえで、適切であると判断したものを予算化。</p> <p>補助内容</p> <p>北海道の基金を使い、800万円を上限に北海道が2分の1、札幌市が2分の1という形で支出。</p> <p>ファミリーホームは、多くの子どもを預かる施設で、建築基準法上、一般住宅とは扱われず、寄宿舎と同じような基準による建物の整備が求められている。そのため、防火カーテンやカーペットの整備資金として、1カ所については満額の800万円、もう1カ所は628万9,000円を支給。</p>

No	対象事業名	質問事項	回答内容
14	里親関係費（20360）	<p>里親に対する支援（人的・物的・財政的）の内容を教えてください。</p> <p>また、児童一人あたりのコストが施設より有利とのことですが、内訳等により具体的に示してください。</p>	<p>人的支援 児童相談所職員：児童相談所内に里親担当の係長職1名、里親業務専任担当の一般職員1名、里親専任の非常勤職員1名、計3名の里親担当職員を配置し、里親自身の相談も含めて、窓口として相談対応。 里親担当支援専門相談員：H24.4月から、市内3施設に里親担当の支援専門相談員を各1名配置。これは、地域の施設でも里親支援を行うために設けるという国の方針による。</p> <p>物的支援 札幌市里親会の事務局を児童相談所の建物内に置いている（有償）。いつでも事務所を通じて里親と連絡がとれ、児童相談所の児童福祉司、心理司、ワーカー、職員と一緒に動けるということ。</p> <p>財政的支援：補助金・業務委託 コスト比較（H23年度実績） 里親：約13万円/人・年 札幌乳児院（2歳未満の乳幼児）：約68万5,000円/人・年 児童養護施設（市内5か所）：約19万円/人・年 2歳未満の乳幼児は、医師、保健師など医療技術職の配置義務があり、経費が割高。</p>
15	里親関係費（20360）	<p>里親委託率が上がっている理由を教えてください。</p>	<p>施設増設の抑制 少子化にも関わらず、札幌市の児童相談所が行う親子分離の件数は、それほど減っていない状況。しかし、少子化の中で施設の増設は難しい現状にある。一度作ると、50～60年はその施設を維持する必要がある、なかなかつくれる状況にはない。 また、処遇に際して、望ましいのは、一般的な家庭環境に近い状態であり、大規模で、大部屋のような施設処遇は望ましくない。施設処遇をするにしても10～20人と、国においても、より小規模な単位を目指すようになってきた。</p> <p>里親委託の推進 親子分離をするのであれば、より家庭に近い環境が好ましく、子どもの状態によって集団生活をせざるを得ないケースを除いては、里親委託を念頭に処遇している。特に、1～2歳の小さいうちであれば、里親委託の方が自然と考えている。 厚労省でも、H26年度には全国平均の里親委託率16%を目指している。現在、札幌市は18%になっているが、今後、要処遇児童が増えたときにはこの率が低下する。これは担い手があつてなし得るもので、これまで以上に担い手に対して里親を理解していただけるように頑張っていきたい。</p> <p>里親の増加 里親会とも一緒に、里親のすそ野の拡大や研修を実施した結果、担い手が100を超え、市内で200組近くが里親となった。地道に担い手が育ち、その理解が広まった結果。 H23年3月末では、札幌市の措置児童数に占める里親委託率は2割近くとなり、全国的にも高い数字となっている。</p>
-	補助金（里親）（20366）		

No	対象事業名	質問事項	回答内容
追加質問 22		施策の性格上、様々な施設があるが、これらの施設を効率的な維持管理のための工夫などはありますか。	子どもの処遇に当たっては、なるべく小さなユニットということが基本で、国も、そういう流れに変わってきている。現在、市内に児童養護施設は5カ所あるが、これで札幌市の児童相談所が措置していることの全部を賅っているわけではない。現状で、200人ぐらいの子どもたちが市外の養護施設に入所している。新たに養護施設については、一つつくればいいという話ではなく、いろいろな手法を講じながらやっていくべきと考えている。ただし、古い大規模養護施設が一つなくなって、それで大丈夫なのかと言われると、やはり不安がある。古くて改修が必要などころについては、予算どりをしながら小規模ユニット化に向けていきたいというふう考えている。
追加質問 23		業務委託や、日常的な節約に向けた努力や工夫などありますか。 例えば、掃除や建物の管理、食事の提供など。	食事の提供では、数年前までは外部委託は認めていなかった。これは、家庭で生活することが前提と考えている中で、施設職員である調理員が家庭で食事をするのと同じような体制で、食育も含めてやってほしいということから直営としていた。しかし、実際上は国の基準からも外れており、食育体制なども維持できるのであれば委託でも可能とした。ただし、まだ外部委託化はされていない。検討しているところがあると聞いている。
追加質問 24		職員の質の向上や確保について、どのような努力をしていますか。 子どもの対応でも、10年、15年前と今日では違いますし、ケアの仕方も専門的な考え方や知識、接し方でも、刻一刻と変わってくる場所もあると思う。 そうした知見やノウハウなどについて、職員が専門性を高めていくため、どのような努力をしているのですか。	養護施設の専門性の向上 養護施設の協議会による研修 子どもの虹情報研修センター（横浜） 厚労省の委託を受け、児童養護施設等だけではなく、児童福祉施設職員の研修なども一体的に運営。児童相談所職員も研修に行く施設で、基幹的職員の研修も実施。 各種施設においても対象の研修を実施 児童相談所でも専門の研修を開催。養護施設等の職員についても参加を呼びかけている。 児童相談所における研修 子どもの虹情報研修センターに、非常勤職員も含めて研修派遣を実施。 毎年、5～6人/年が様々な研修に参加。そして、研修内容についての発表会を児童相談所内で開催し、非常勤職員を含めた100名以上の職員に対して伝達している。 さらに、市内の施設職員などの児童福祉に関わる方々、区の児童福祉に関わる職員にも参加を呼びかけている。 人事異動サイクル 児童相談所職員も、自治体職員として人事異動があるが、他に比べて長いサイクルとしている。通常4～5年程度の人事異動サイクルが、児童福祉司であれば6～7年。中には10年を超える職員もいる。判定を担当する児童心理司も、正規職員の場合には8年程度を基準としている。
追加質問 25		年間5,000件の様々なケースは、どのような形で課内、関係部局の職員間で共有・学習されるのですか。 あるいは、教訓を共有することが行われているのでしょうか。	養護児童や不登校といったものは、家庭対児童相談所だけではなく、学校や関係機関があるので、そこと一緒に処遇を進める上でケースカンファレンスも実施。少なくとも特定の関係のところでは情報は共有されている。
追加質問 26		例えば、北大の心理学系や精神医学系と協力して研究や学習的なものを行っていますか。	2年ほど前に、北大の仲教授と札幌市の児童相談所が一緒になって研究をや実施。 北大の精神部門には、市内の関係機関にOBとして多いことから、会議などのいろいろな場面で情報交換等はしている。

No	対象事業名	質問事項	回答内容
追加 質問 27		<p>仲先生しかいつも名前が上がらないような実態で、全国的にも子どもの問題に取り組んでいる専門家は日本でもまだまだ少なくて本当に困ることが多い。そういう意味では、実際に施策に携わっていらっしゃる方から現実的なニーズをいろいろな形で発声していただきたい。</p> <p>弁護士の仕事の中で、相談者に対し、児童相談所等にも行ってもらうように言うこともあるが、児童相談所も忙しく、時間的、物理的にきめ細かな対応をしていただくのがなかなか難しいこともある。また、問題を抱えている親御さんもコミュニケーション能力が余り高くなかったり、色々なところで問題を抱えている方が多く、普通の人から話を聞くより時間が倍かかるものだとも思う。恐らく、その辺は物理的に難しいところがあり、問題の深刻さ、量から考えると、課題は本当に多いと思っている。</p> <p>ただし、市や事業者だけではなく、やはり市民全体で考えていべき問題だと思うので、守秘義務など、具体的な発信は難しいと思うが、ぜひ市民にいろいろな形で知らせていただきたいと思います。</p>	
追加 質問 28		<p>虐待案件は、警察の事件になりますし、安否確認も、夜間等は、警察に協力をいただくとならないか。</p> <p>その結果、ほかにお金が使えないのではないかなどと思ってしまうのですが、道警との協力関係などのすみ分けについて、どのように考えていますか。</p>	<p>警察との協力関係は、当然、児童虐待の現場においては必要なこと。緊急性が高いと判断されるようなケースについては、通告者には警察へ110番をしていただくことで警察はすぐに現場に駆けつけられますので、実態を把握するという点で実際に運用している。</p> <p>児童家庭支援センターや児童相談所職員が現地に行くのは、警察ほど即応性はありません。48時間以内という中で運用しているので、即応性という意味では警察に協力をいただくという点では非常に多い。</p> <p>総括的にも、警察との連絡協議会を定例的に設け、情報交換等々をしながら連携している。</p>
追加 質問 29		<p>虐待をされている親御さんのところに市の職員がいらっしゃるは大変心配なこともあり、また、虐待されている男性のパートナーが同じような被害に遭っている可能性もある。</p> <p>経費削減で、そのお金を別の事業に、例えば里親をふやすとかが、広告等々に回していただければ、さらに子どもたちの健やかな育成ということになると思いますので、ぜひ、事業展開をお考えいただければいいなと思いました。</p>	<p>本来的な趣旨では、児童福祉は児童相談所の本来業務であり、特に虐待、DV、夫婦げんかの派手な結果、そこにお子さんがいる場合、土曜日の夜などのそういう場面で通告があったときには、私どもが直接行わなければならない仕事。</p> <p>身の危険を感じる場面もゼロではないが、日ごろから、警察との協議会を実施しているほか、情報交換をして、警察の協力をいただいた上で、現在は成り立っている。ですから、そこを削って云々ということはない。</p>
追加 質問 30		<p>様々な個別の案件を抱え、様々な部署がそれぞれに分担していると思うが、そういう案件のセルフチェック体制はどのような形で行われていますか。</p>	<p>児童相談所の本体部門は、児童相談所長の担当部長と2課長の合計3人の管理職による体制で運営。</p> <p>課内の4つの係は、担当区が異なるだけで、基本的には同じ業務を実施。</p> <p>定例の処遇会議は水曜日と金曜日の週2回開催し、場合によっては臨時会議を開催している。基本的には、これらの会議ですべてのケースをチェックしている。</p> <p>また、児童相談所そのものをチェックする機能として、児童療育課によるチェック体制をとっている。</p>